

一般社団法人苦小牧青年会議所 慶 弔 規 則

第 1 条 本会議所は、次条以下に定むるところにより、慶弔、弔慰および見舞などをおこなう。

第 2 条 前条の範囲を次のとおりとする。

- (1) 結婚
- (2) 死亡
- (3) 疾病および傷病
- (4) 災害
- (5) その他理事会において必要と認められる場合

第 3 条 慶祝は、別表に基づき交付する。

2 前条第 5 号の場合は、前項に準ずる。

第 4 条 疾病及び傷害の見舞金は、1 ヶ月以上の入院の場合に限り別表に基づき交付する。

2 第 2 条第 5 号の場合は、前項に準ずる。

第 5 条 災害の見舞金は、その程度に応じ別表に基づき交付する。

2 第 2 条第 5 号の場合は、前項に準ずる。

第 6 条 死亡した場合は、次の方法により弔慰する。

正会員

- (1) 弔辞
 - (2) 供花（又はこれに準ずる物）
 - (3) 弔慰金
- 2 正会員の配偶者および一親等の遺族（婚族を含む）ならびに特別会員、賛助会員
- (1) 供花（又はこれに準ずる物）
 - (2) 弔慰金

第 7 条 理事長は、本規則の規定以上の金額を交付するのが相当であると判断した場合は、この交付については理事長がこれを決する。ただし、事後の理事会で承認を得なければならない。

付 則

本規則は、一般社団法人苦小牧青年会議所の設立の登記の日より施行する。

(別 表)

1.	祝 儀	
	(1) 結 婚	10,000円
	(2) そ の 他	相当額
2.	見 舞 金	
	(1) 災 害	10,000円
	(2) 疾病、傷害	10,000円
	(3) そ の 他	相当額
3.	弔 慰 金	
	(1) 正 会 員	30,000円
	(2) 上 記 以 外	10,000円